

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）（第二条関係）	3
○装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）（抄）（第三条関係）	5
○道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）（抄）（第四条関係）	8
○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）（附則第三条関係）	10

改正案	現行
<p>（破壊試験）</p> <p>第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十七条の二第四項及び第十八条第二項から第七項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>（車枠及び車体）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 乗車定員十七人以下の自動車</p> <p>二 車両総重量十二トン以下の自動車</p> <p>三 立席を有する自動車</p> <p>四 二階建ての自動車</p> <p>五 貨物の運送の用に供する自動車</p>	<p>（破壊試験）</p> <p>第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十七条の二第四項及び第十八条第二項から第六項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>（車枠及び車体）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>256（略）</p> <p>（新設）</p>

六	前各号の自動車の形状に類する自動車
七	二輪自動車
八	側車付二輪自動車
九	三輪自動車
十	カタピラ及びびそりを有する軽自動車
十一	大型特殊自動車
十二	小型特殊自動車
8・9	(略)

7	
8	
	(略)

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（運送引受書の交付） 第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払つた場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。</p> <p>（乗務員台帳及び乗務員証） 第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 運転者の運転の経歴 七〇十（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>（運行管理者等の選任） 第四十七条の九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する</p>	<p>（運送引受書の交付） 第七条の二（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>（乗務員台帳及び乗務員証） 第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <p>一〇五（略） （新設）</p> <p>六〇九（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>（運行管理者等の選任） 第四十七条の九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する</p>

る講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。ただし、法第二十三条の二第二項第一号に該当する者は、補助者に選任することができない。

4・5
(略)

る講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。

4・5
(略)

○ 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>一〇六の三（略）</p> <p>特定装置の種類</p>	<p>（略）</p> <p>規則番号</p>	<p>一〇六の三（略）</p> <p>特定装置の種類</p>	<p>（略）</p> <p>規則番号</p>
<p>（特定装置の種類）</p> <p>第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六の四（略）</p> <p>六の五 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。）</p> <p>七〇四十六（略）</p> <p>（指定を受けたものとみなす特定装置）</p> <p>第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。</p>		<p>（特定装置の種類）</p> <p>第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六の四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七〇四十六（略）</p> <p>（指定を受けたものとみなす特定装置）</p> <p>第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。</p>	

六の四 第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第二百二十七号改訂版
六の五 第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	第六十六号第二改訂版
七〇三十八 (略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	
第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置	
(略)	

六の四 第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第二百二十七号改訂版
(新設)	(新設)
七〇三十八 (略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8以上
第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	
(新設)	
(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

○ 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一			別表第一		
自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額		自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額	
一～五十（略）	（略）		一～五十（略）	（略）	
五十一 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	四十七万七千円		五十一 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	四十七万七千円	
五十一の二 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	三十五万二千元		（新設）	（新設）	
五十二～百三十三（略）			五十二～百三十三（略）		
備考（略）			備考（略）		
別表第二			別表第二		
特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額		特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額	
一～二十七（略）	（略）		一～二十七（略）	（略）	
二十八 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	四十七万七千円		二十八 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	四十七万七千円	

備考 (略)	二十九〜九十三 (略)	二十八の二 保安基準第十八条第 七項に定める基準に係る試験
	(略)	三十五万二千円

備考 (略)	二十九〜九十三 (略)	(新設)
	(略)	(新設)

○ 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	第七条の二第二項及び第三項、第二十八条の二第二項並びに第三十七条第一項及び第二項	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	第七条の二第二項、第二十八条の二第二項並びに第三十七条第一項及び第二項
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第三項の規定は、前条ただし書に規定する日以後に運送引受書を交付する場合について適用し、同日前に運送引受書を交付した場合については、なお従前の例による。